



平成29年3月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ ラ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 合 達 明
(コード番号：2424 東証マザーズ・名証セントレックス)
問 合 せ 先 取 締 役 河 合 智 行
管 理 本 部 長
(TEL 052-571-3322)

株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成29年3月15日開催の当社取締役会において、当社普通株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更、株式会社名古屋証券取引所より、当社株式の名古屋証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付けで公表しております「東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|--|--|----------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 1,004,000株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 河合 達明
河合 智行
大脇 久嗣 | 750,000株
150,000株
104,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年3月27日（月）から平成29年3月30日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 | |
| (4) 引 受 価 額 | 下記（5）に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。 | |
| (5) 売 出 方 法 | 東海東京証券株式会社を主幹事とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (6) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (7) 受 渡 期 日 | 平成29年4月7日（金） | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 河合達明に一任する。 | | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照のこと）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 150,600株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | 東海東京証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、東海東京証券株式会社が当社株主から150,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成29年4月7日（金） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 河合達明に一任する。 | |

3. 第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）（後記【ご参考】2.をご参照のこと）

- | | |
|--|---|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 150,600株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受による売出しにおける引受価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先 | 東海東京証券株式会社 |
| (5) 申 込 期 日 | 平成29年5月1日（月曜日） |
| (6) 払 込 期 日 | 平成29年5月2日（火曜日） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (8) 上記（5）の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 河合達明に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善と流動性向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,600株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年3月15日（水）開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,600株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成29年5月2日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年4月27日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である河合達明、河合智行及び大脇久嗣並びに当社株主である河合二美、有限会社ウェディングマルシェ、能野基道、岩村豊正及び鷺野真は東海東京証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。